

内閣参質一九〇第八四号

平成二十八年三月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭 殿

参議院議員水野賢一君提出羽田空港の発着枠増加に伴う新たな飛行経路に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員水野賢一君提出羽田空港の発着枠増加に伴う新たな飛行経路に関する質問に対する答弁書
一及び二について

お尋ねの東京国際空港（以下「羽田空港」という。）における南風時の新たな飛行経路案に関し、航空機が上空を通過することが想定される地域と当該地域で想定される高度について一例を挙げれば、A滑走路への着陸の場合、東日本旅客鉄道株式会社の恵比寿駅付近で約二千フィート（約六百メートル）、同社の大井町駅付近で約千フィート（約三百メートル）であり、C滑走路への着陸の場合、東京地下鉄株式会社の大井町駅付近で約二千フィート、首都高速道路一号羽田線、湾岸線及び中央環状線の大井ジャンクション付近で約千フィートである。

また、これらの場合において、航空機が上空を通過するとき想定される騒音の最大値は、高度約二千フィートで通過する地域では六十八デシベルから七十四デシベル程度、高度約千フィートで通過する地域では七十六デシベルから八十デシベル程度である。

三及び四について

御指摘の「承認や了解」についての法令上の定めはないが、政府としては、羽田空港の新たな飛行経路

案について、関係地域の地方公共団体及び住民の方々の理解を得ることが重要であると認識しており、関係地方公共団体とも連携し、及び協力しながら、関係地域の住民の方々に丁寧な情報提供を行い、幅広い理解を深めていくことに努めてまいりたい。